

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
平成23年3月9日（水） 午前10時00分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長 塩井川 幸生 君	副委員長 厚地 覺 君
委員 前川原 正人 君	委員 蔵原 勇 君
委員 久保 史郎 君	委員 植山 利博 君
委員 新橋 実 君	委員 志摩 浩志 君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。
なし
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長 篠原 明博 君	水道部長 迫間 勇 君
霧島総合支所長 川野 茂樹 君	建設政策課長 下拂 勉 君
土木課長 山下 晃 君	都市整備課長 川東 千尋 君
管理課長 岩下 剛 君	水道課長 今吉 近見 君
霧島総合支所産業建設課長 寺田 浩二 君	土木課主幹 柿本 安長 君
水道課主幹 馬渡 孝誠 君	水道課主幹 戸高 一朗 君
建設政策課政策G長 田實 一幸 君	都市整備課都市計画G長 池之上 淳 君
管理課水道政策G長 浮邊 文弘 君	管理課業務G長 松元 政和 君
牧園支所業務G長 中小園 靖 君	牧園支所工務G長 中園 馨 君
陳述人 小濱 公志 君	陳述人 中村 満雄 君
参考人 鎌田 善政 君	参考人 秋窪 直哉 君
参考人 白石 修 君	参考人 後藤 辰美 君
- 6 本委員会の書記は次のとおりである。
書記 有村 真一 君
- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。
議案第9号 霧島市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第10号 霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
陳情第2号 永水地区水害についての環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書
【開会 午前10時00分】

委員長 塩井川 幸生 君

それでは定足数に達しておりますので、ただ今より建設水道常任委員会を開会します。本日は2月28日の本会議で当委員会に付託されました3案件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお謀りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますがご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。ここで暫く休憩します。現地調査後に再開します。

【休憩 午前10時02分】

【再開 午後 1時30分】

委員長 塩井川 幸生 君

休憩前に引続き会議を開きます。陳情第2号永水地区水害についての環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書を議題といたします。陳述人の説明をお願いします。

陳述人 小濱 公志 君

本日は現地視察を実施いただきありがとうございました。現地の地理的情勢、防災施設の不備／未完成、防災施設の杜撰な管理状況を確認いただけたと信じております。私達は永水洪水の責任の全てが（株）キリシマにあるとは思っておりません。しかしながら、ゴルフ場建設放棄地の防災施設が完備し、その維持管理が適切に行われていれば、かなりな部分を防ぎえたと判断しております。加えて適切な指導監督を行わなかった霧島市行政の責任も問うべきと思っております。今回の水害で永水住民は100%被害者です。交通事故ではその過失割合が判断されます。水害原因の一つが集中豪雨であることは否定しません。（株）キリシマが全く無過失であるとの霧島市行政の見解には納得しておりません。旧霧島町と（株）キリシマが締結しました開発協定書、環境保全協定書には協定書の誠実履行義務がうたわれておりますが、誠実に履行されてはおりません。多くの協議事項、承認事項が定められておりますが（株）キリシマはこれを履行しておりません。今後も、霧島市は企業誘致を推進されるでしょうが、協定書が誠実に履行されないことの前例とならないような対応が求められます。環境保全協定書9条には「調査の結果、これらの原因がゴルフ場に起因するものと推定される場合には、乙は、故意又は過失の有無に関わらず誠意をもって被害補償その他の適切な措置を講ずるものとする。」と規定されております。（株）キリシマの管理が不適切であると推定できる書類を多数、霧島市、鹿児島県に提出しております。ところが行政の担当者はそれらの書類を精査する義務を果たさず、（株）キリシマの報告を鵜呑みにしております。主要防災施設である調整池の工事進捗率は平成9年以降、全く工事をしていないという報告書を県に提出しておりますが鹿児島県はこれを見逃しております。霧島市は「管理責任は鹿児島県にある」と責任を回避します。（株）キリシマは県のパトロールを毎年受けていることを免罪符として過失を認めません。始良・伊佐振興局の担当者は過去、視察の度に何ら問題は無いとの報告を県本部へ報告しておりました。昨年、赴任された振興局の担当者が防災施設に問題ありと判断され、（株）キリシマに対し、初めて文書指導されました。これを引き金に一部の防災施設の工事が行われました。ところがこの指導文書で今後の防災施設設置の今後の方針の提出が求められ、それに対し（株）キリシマは「現状を維持します」という極めて悪質な文書を県に提出しました。何ら防災施設の整備を行わないという意思の表明であり、企業としてあるまじき文書です。永水の住民は長年にわたり、防災施設の不備、維持管理の不適切を訴えてきました。昨年11月2日、霧島市行政と住民で（株）キリシマ抜きで現地視察を行いました。結果、霧島市行政も現地の異常な状態を認識され、（株）キリシマに対して要請文書を発行されたことは一歩前進と評価しております。私たちは法律の知識も無く、行政への対応の仕方も分からず、情報も無く、迷いながら、ようやく集めました資料で（株）キリシマの責任を問えると判断しました。この住民の気持ちをお汲み取り願います。永水住民は今年も洪水が発生するのではと怯えております。今年も田植え

が出来ないのでと恐れております。どうか、私達の陳情の意をお汲み取り頂いて採択いただき、霧島市行政が（株）キリシマと補償協議を開始するよう、ご指導願います。提出しております文書で不明な点がございましたら説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 塩井川 幸生 君

これより陳情第2号について陳述人への質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 蔵原 勇 君

午前中現地を見せていただいて、本当にいい勉強になったかなと思っているところでありますが、あの状況を見ますと昨年の7月3日の雨量の多い、それも相当だろうと思いますが、その前の例えば21年、22年の梅雨時期にはああいう水量といいましょか、砂の出てきたような形跡はなかったんでしょうか。

陳述人 中村 満雄 君

過去、平成8年にこのような土砂が田んぼにたくさん流入したとかそういったことがございまして、その当時は吉村町長だったんですが、吉村町長が何とかしなさいとかそういった文書を発行されております。その後、ご覧いただきましたようにシラスがある手籠川に流れておりますので、その都度、井堰のところに砂が堆積している。だからそれを除去してくださいということを常日頃から霧島町のほうに要請しておりまして、鎌田さんはそれを除去したという実績を、資料11の6ページにございますが、鎌田さんが実際あの場所のどのような工事をしたかということはこの表にまとめて、現在霧島市ですか、そこへ提出されております。その中で永水地区の井堰内土砂撤去というのが何件か入っていますが、これはその都度住民がこういったことで実際作業されたんですが、その作業された方に直接面談しましたら、除去というのは除去ではなくて川下へ超小型のユンボで下へ押しやるという行為しかされておられません。だから川の外へ運んだということは一切されておられません。そのような状況です。

委員 藤原 勇 君

平成8年度に行政当局の最高責任者の吉村町長が指導をしたと、除去についての業者に対してのですね。これは今分かったわけですけども、もうあの現場を見る限りでは、相当前から堆積した部分もあって、そして最近除去した部分もあって、あの高木なんかを見ますと枯れておりましたので、ここも長く経っていたのかなというのを感じたんですけども、ちょっと上流のほうに杉なんかの根のついたものが結構たおれておりましたよね。貯水槽のちょうど100mくらいあの辺にてすね。だから私はそれをお尋ねしたかったんですけども、あれはいつごろの去年の7月なのか数年前からもうこのままだったのかなと感じたんですよ。あの状況はどうだったんですかね。

陳述人 中村 満雄 君

お手元の資料の指導したという文書は平成8年のほうは資料の17にございます。霧島町長吉村さんが土砂流出がひどいと。それから同様8年の8月と8年の12月とかですね、何回か住民の、とにかく何とかして欲しい、田んぼがものすごくシラスが入って稲が作れないとかそういったことでの要望は上げていらっしやいまして、それと今申されましたそのいつからということに関しましては、今日は消防団関係の人間が来ておりませんで、農業委員会とかそういった方々が適宜あそこを見て回って旧霧島町のほうに毎年何とかして、何とかしてというような要望は上げていらっしやいました。

委員 前川原 正人 君

先ほど現場を見せていただいて、そしてその所々で説明をいただいて、最終的に環境保全協定書に基づく行政から業者への指導ということで主旨は渡されているとは思んですが、問題は専門的なところでいったときに、その調整池がありまして、全体的に140haですか、それだけのゴルフ場開発ができるであろう前提のもとで調整池がたんだんこうできているということで説明をいただいて、現場を見させていただいたわけですけども、数字的に見たときに120haに対する調整池の流量というのがこれで出てくると思いますね。そういうのがどういう状況なのかというのは把握されてはいらっしやらないですか。

陳述人 中村 満雄 君

鹿児島県より昨年の11月に入手しました、これが調整池計算書という資料です。この中に説明しましたA、B、調整池それぞれで、その調整池に流入する面積、例えばA調整池ですと121 ha という数字があるわけなんです。例えばB調整池ですと10 ha とあります。だから、それぞれの調整池でこれだけの面積の土地に降った雨を賄うのかというこういった数字があります。この数字はどのように求めたかと申します、土木の専門家であったら多分お判りになるかもしれませんが、例えばこういったシートとかタンジェントとかいろんなこういった細かい式がありまして、これは分かりません。この結果としまして、先ほどのこういった表ができていて、この数字そのものは県の専門家がこのサイズの調整池を造ったならば、何とか鹿児島県で言う何年か一回の、いつ発生するかもしれない大雨に対して対応できると、こういったことを証明した表です。したがって、このとおりにできるということは最低限の防災施設だというふうに県は述べています。加えて言いますと、こんなことを、このような施設を造るということを林地開発許可条件ということで、鹿児島県は認めています。

委員 前川原 正人 君

もう一点は、先ほどおっしゃられたこれまでの平成8年ですね、当時霧島町長の名前で業者さんに対する土砂流出防止対策についてということで、早く着工しなさいとか、土砂流出を最小にとどめなさいとか、数回にわたってその指導文書を出されているわけですが、この時の、私自身もそうですけどこの委員会の全体の人達というのは旧1市6町がまだ合併をする前の指導文書なわけなんです。ですからそういう点で見たときに、指導文書は出されておりますけれども、業者からのこの返事、こういう対応をしましたとかいうその辺の、何と言うんですか、業者の対応という点で見たときには、そういう情報も人手をされていらっしゃるし、またその当時の職員の方の話を聞いたりとか、そういう指導文言に対する回答ですよ。その辺のデータというのはお持ちなんですか。

陳述人 小濱 公志

大雨の度に用水路の中まで土砂が入り込むという状態で、当時はいわゆるトンネルぬってすね、ぬきですね、ぬきの状態でありましたので、そのぬきを通り過ぎて田んぼの中まで今までなかったシラスが入り込むというような状態が続いておりましたので、そのたびに我々はその業者さんに直接言うわけではなくて、行政のほうにお願いして修理をしてもらっていると。ただし業者のほうから行政のほうではそういう回答があったのかも分かりません。私たちには一切そういうのはありません。ただ、中にぬきの中まで土砂が入り込んでいますよと、これを除去してくださいと言いましても、田んぼの中に入っているからそれを除去してくださいと言いましてもそれはできないと。ぬきの中なんか体が大いから私たちは入れないと、そういう状態で住民は泣き寝入りをしております。田んぼの中の土砂も撤去したことはありません。一回もありません。

委員 久保 史郎 君

今回このように陳情を出されたことに対して、これまでの流れの中でも見させていただきますとその補償交渉等も書いてあるわけですが、これは実際に何筆くらいの田んぼが被害を受けて、どのようなその内容の補償をしていただきたいということで、これはもう今まで出されましたか、田んぼが何筆、面積にしてどの程度、金額にしてどの程度というようなものが明確になっているのかどうか。

陳述人 小濱 公志

そのまず取水場から、井堰から全部やられておりますので、その永水地区の各井堰から、受益面積というのは23 ha くらいでございます。中には田んぼ自体が要するに川の手が崩れて田んぼ自体がなくなったところもございます。しかし、要するに水がかからない一番井堰をやられておりますので、23 ha の中の何筆かと言われると、それは確認しておりませんが、それでも相当な数の量が被害を受けているのは事実でございます。

委員 久保 史郎 君

ということは、例えば業者もしくは市のほうにも責任を県のほうですよ。協定書とかそういうのに違反かおるということで。問うにしても実績にそういうある程度の明確なものがないと、

なかなかこの、私ども市としてもですね。市民がこれだけの被害を受けているんだということが非常に厳しいわけですよ。ですから、できればやはり田んぼにとっても何筆とか、その井堰が何箇所かで修正をこれは壊れているというようなものも、もちろん皆さん方もご苦労された中でこれだけのものを作っているから十分理解できるんですけども、ちょっとでも責任を問うのであれば、田んぼ補償はこれだけと、井堰数はこれだけというようなものを出していただけたら、我々も非常に判断がしやすいのかなという点はございますけれども。

陳述人 中村 満雄 君

霧島市行政に今回の永水水害の金額はいくらかということをお聞きしていますが、2億6千万という数字が出てます。それは現在は、激甚災害とそういったことであろうかと思いますが、いわば税金でまかなわれて工事が行われております。本来これが、例えば業者の過失が4とか5とかそういったことであれば、それに相当する金額がこの協定書によると、それを業者さんが負担すべきものではないかというふうな見解を持っています。加えまして、今回の回復といいますのは、あくまでも堤防を直すとかそういったことでありまして、田んぼの中に入ったシラスとかそういったものの除去とかは我々がやらないといけないわけなんです。そこはシラスが入っています、それを除去して新しい土を入れるとか、それから先はどの2億6千万の中には、本来収穫できたはずのお米の量とかそういったものは含まれておりません。だから今、久保委員からご質問ありましたように本来は我々は含まれ、本来利用していた田んぼで収穫するのは、例年例えば米が100俵になるとかそういうような数字をまとめておくべきだったのはご指摘のとおりです。そういった点はお詫びしまして、早急にまとめるように手配いたします。

委員 久保 史郎 君

例えば今回あの地域は、養豚場計画があったり、外国の方も今度土地を見に来られるんだというようなことにもなっているわけですけども、自主的にこれは第三者の手に渡ってしまえば、これまでの被害の、例えば補償交渉とかそういうところはますます難しくなってくるんじゃないかという懸念をしているんですけども、皆さん方はどのような、現実の、現在はまだその養豚場建設の話があるなかでございまして、どのような判断をされているのかをお聞かせください。

陳述人 中村 満雄 君

鹿児島県と霧島市にこの開発協定とか環境保全協定は業者が代わった場合どうなるのかということで、それにつきましてはその協定書の中に明解に記載されています。協定書には「乙が譲渡するまで負担していた義務は、継続してその譲受け人と連帯して負担するものとする。」とあります。

委員 植山 利博 君

確認をさせていただきたいんですけども、今この陳情事項、10ページの3行にわたって記載されているところももう陳情事項となっているんだろうと思います。それで今回の陳情事項の趣旨としては、この霧島市と旧霧島町と開発業者とが結んだ環境保全協定書に基づくその第9条に基づく被害の補償等についての協議を、補償交渉を霧島市が旧霧島町から契約を引き継いでいるわけですので、そのまま生きている、それは現在霧島市が業者と結んだというかたちになって引き継いでいると思うわけですが、補償交渉を行うことを求める陳情だと確認ですけども、それでよろしいですね。

陳述人 小濱 公志

そのとおりでございまして。先ほどの陳情書にも理由があったようにこの、何度か市の方にも県のほうにも、こういう開発協定書あるいは環境保全協定書に基づいて、補償交渉を進めてくださいというお願いをしておりました。それなりの文書をそろえてお願いをしておりましたけれども、それが進まないということでございまして、議会の方に陳情をお願いしたということでございまして。

陳述人 中村 満雄 君

霧島市行政に補償交渉をお願いしますと申し入れましたのが、昨年7月22日ですが、その時点におきまして、私達が持ちえていた情報というのは、非常に狭い範囲の情報だったわけで

す。でもやはりあそこがはげ山のまま放置されていることは、たぶんここに原因があるんじゃないのということを推定しまして、行政にお願いしました。その後、いろいろな情報を集めてきました。例えば先ほど申し上げましたこの調整池計算書、これを私たちが入手できたのが、去年の12月27日なんです。ということは、その前は、以前はこのような議論武装が出来ていなかった。今回このような文書を紐解いてみたら、これは明らかにその林地開発許可条件に違反しているんじゃないの、あるいは守るといことがその協定書に定められていることであってということは、その理念を追求する内容としては一応現在のところは全部そろって、その上で霧島市行政と霧島市長宛てに、1日移動市長室というのがありまして、そのときにも訴えたんですが、その返事はまだもう1ヶ月以上経過していますがいただいていません。そういったことがありまして、あまり長引くと現地の状態が悪くといえますか、その放置されるということと、今年の梅雨時にもまた同じことが起こるのではないかとということ想定したことから、この委員会に出していいか、陳情書をあげたような次第です。

委員 植山 利博 君

これも確認になりますけれども、これまでのことは市に対して再三この同じようなことを働きかけをされてきたわけですね。今あったように、市は正式な回答としては、この7月3日の豪雨災害が起因する様々な被害を受けた災害がこのゴルフ場の開発に伴う調整池の未整備というか、不適切な管理このことが原因となっていることをもう断定しきれないという公式な返事をしたと。その後様々な県の書類等を精査したり、情報開示を求めた上で、更に理論武装されて、市長にお願いをしたけれども、その後の公式な回答はいただいていないということで、これまでの市の公式な回答としては、このゴルフ場開発に伴う様々な調整池の状況が今度の災害に、100%とはいわないけれども、影響を及ぼしたとは判断できないというのは、今までの市の公式な回答だったというふうに理解してよろしいですか。

陳述人 中村 満雄 君

資料ナンバー9の3、4ページになりますが、これが実は私たちが責任を問えるんじゃないんですかとこの文書の申し入れをしましたら、行政はその文書そのものを業者のほうに渡して、業者見解を求めた上で、それをそのまま私たちに回答がきているわけなんです。この写真のところを見ていただきますと、これは先ほど最後見ていただきました前面をきれいにしていたところの場所ですが、この堰堤から見ますと、水面のところに草が生えているんです。ということはそこに土があったということを示す、これはあくまでも業者が霧島市に出した文書です。だからこれを行政のほうは、これはここまで泥が溜まっているよねということは何で指摘しないのかということが私たちは不思議でたまらないんです。このときに視察されたのは、霧島支所の方は行ってらっしゃいません。災害状況把握ということで行けなかったと。本庁の国分のほうからおいでになって、全然向こうの現地の状況とかどうあるべきかということをご存知ない方がご覧になって、問題ないということと判断されて、だから業者の責任は問えないと、そういった結論にいたって私たちに回答がありました。

委員 植山 利博 君

この写真の日付は分かりませんか。

陳述人 中村 満雄 君

この資料の資料ナンバー9ですが、そのこの1ページ目に、業者が霧島市に対して提出した日付があります8月3日です。1ヵ月後ですね。霧島市の受付日も8月3日となっています。この時点の私達が、これ以前です。7月3日以降8月3日まで。それ以降私たちがこれは現地の問題じゃないのということで見回りましたところ、今日ご覧いただけませんでしたが、D調整池は資料の4ページ目の最後の写真ですが、これは洪水を、今後ろから言葉がありましたけれども7月5日頃の写真ですが、私たちが人手しました加治木の振興局が点検しておりまして、そのときの加治木の振興局の担当者が7月26日に視察されてます。これはそのときの加治木の振興局が県のほうに提出している報告書です。この中の写真の道路に水が溜まったままなんです。で私たちが8月10日頃撮影した写真の道路です。こういうことは、ここは悲しいことですが、過去死亡事故があった場所なんです。何故かといえますとこの調整池は水がはけないか

ら業者さんが下のほうから棒でやって、水が噴き出して死亡率故になった。今回どうされたかと言いますと1ケ月経過しても水がはけていませんので、もちろんその間まったく調整機能はなかったわけですが、今回は竹橋を渡して動力ポンプで外へ出したりしています。ということは、まったく調整ができていない。今回は死亡事故が起こったらいけないということで、そのような手法をとられたんだと思います。

委員 植山 利博 君

その後、建設部長を伴われて現地調査をされたということをお聞きしたんですが、それはいつのことでしょうか。

陳述人 小濱 公志

平成22年11月2日です

陳述人 中村 満雄 君

それは資料の12にあります写真です。資料12の日付が11月2日に霧島市の建設部長、霧島市の支所長、それから建設課長とかそういった方に一緒に行っていただきました。その時はもう今日向うが大変なんですよとか申し上げましたけれども、そこまで一緒に雨靴で行っていただいて確認していただいて、その上で、あれはひどいねということで業者に何とかしなさいという要請文書を発行されています。妙な話ですが、その文書を発行したということは私たちには一切情報がなかったんです。

委員 厚地 覺 君

平成5年の3月に環境保全の協定書を結ばれているわけですけども、それ以前の事前協議の段階で環境調査の結果文書というのをもってられないわけですか。これを作る以前の環境調査のやつは。

陳述人 小濱 公志

その住民にはアセスの報告とかそういうのは全くいただいておりません。

委員 厚地 覺 君

当然、県が出す以前の問題で、この協定書開発、環境調査は作られていると思いますけれども、その結果によって、工事は中断されていますけれども、水がどの程度いってどこにどういくという、動物の生態やらいろいろ調査をされた報告書はあると思いますけれども、また一つその辺の調査、我々もしますけれども、一つの問題点、これは確認ですけども、開発を実際に行ったのはいつなんですか。13年くらい前と言われましたけれども。

陳述人 小濱 公志

工事を始めたのが平成5年だと思います。そして、平成8年まで工事をして、中断を県のほうに届けたのが9年の7月です。

陳述人 中村 満雄 君

資料の16の2ページにバーチャートがございます。予定では、平成5年から着工という予定になっておりますが、実は着工してまのが平成6年7月です。一切の工事をやらなくなったのが平成8年6月です。資料の16の2ページにございますが、ということは、平成8年6月以降、一切行っておりません。そのことと工事の中断の鹿児島県への報告といたしますのは、このような報告を受け付ける場所が県の企画部と林務部の2か所ありまして、実際工事の監督をする部署は、始良伊佐振興局です。そこに対しては、中断の報告はしていません。鹿児島県の企画部のほうには、中断していませんかそういったことを出しているんです。部局ごとに異なった見解の報告を出していらっしゃいます。

委員 植山 利博 君

今の資料なんですけれども、ちょっとコピーが薄くて見にくいんですが、一番上は準備工事と書いてあるんですね。この8年5月までで止まったと。

委員 厚地 覺 君

資料4ですけども、ここで各調整池の未完成部分に関しましては、塗りつぶしてありますけれども、これ今後の提出部分の見直しなどがある、完成させることが困難な状況でありますということは、今後の見直しというのは養豚場計画をさすんですか。

陳述人 中村 満雄 君

ここは私どもとしても理解はできていないんですが、このことを要は免罪符として防災施設の工事をやめるということは認めてないということを、始良伊佐振興局は言っています。森林整備課は言っています。だから、非公式ですが工事の中断がありますが、工事の中断を認めたとすることは、防災施設の工事の中断してよいのかということの質問をしております。その結果、いや、そうではないと、防災施設の工事は続行しなさいということをご指導してまますということは何ってません。

委員 植山 利博 君

1点だけお願いがあるんですけども、今、冒頭説明で読まれた、ここに来られて一番最初に趣旨説明をされた文書をできれば委員長、コピーをしていただければありがたいです。よろしいでしょうか。

【休憩 午後 2時09分】

【休憩 午後 2時10分】

委員長 塩井川 幸生 君

ほかにありませんか。(なしという声あり)ないのでこれで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。